

交付申請書(交付要綱様式第1号)

業務改善助成金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（様式第1号）に記載の書類を添えて、事業実施年度の1月31日までに所轄労働局長に提出しなければなりません。

申請により交付決定又は不交付決定の通知が所轄労働局よりありますが、交付決定前に業務改善計画の実施及び助成対象経費を支出した場合は助成対象外になりますので注意してください。

なお、賃金引上げは交付申請後から事業完了期日までであれば、実施時期は問いません。

様式第1号

平成 29 年 10 月 2 日

東京労働局長 殿

住所 東京都千代田区霞が関 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社

代表者職氏名 代表取締役 厚労 太郎 印

平成 29 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 1,152,000 円

2 事業の目的及び内容
当社の最も低い賃金（時間給）を900円から990円に引き上げることとし、平成29年12月1日から適用する。
また、業務改善として、電子薬歴システムを導入する。

3 申請コース（①30円コース、②40円コース、③60円コース、④90円コース、⑤120円コース）※いずれかに○をすること

4 国庫補助金所要額調書（別紙1）

(添付資料)

1 事業実施計画書（別紙2）
2 法人登記簿謄本
3 納税証明書（消費税及び地方消費税）
4 納税証明書（法人税）
5 助成対象経費の見積書
6 生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第4条第3項に該当する場合）
7 申請前6月分の賃金台帳の写し
8 その他参考となる書類

1 事業場の所在地、名称を記載してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記載してください。

2 法人の場合は代表権を有する者の署名または記名押印をしてください。

3 別紙1の国庫補助金所要額調書の国庫補助所要額を記載してください。

4 賃金引上計画及び業務改善計画の概要を記載してください。

5 申請するコースに○をしてください。

6 添付書類

1. 事業実施計画書の記載例は次ページ以下を参照してください。
2. 法人登記簿謄本は法人の場合のみです。※
3. 納税証明書は、消費税及び地方消費税、法人税（法人の場合。個人の場合は所得税と読み替えてください。）の未納がないことを税務署長が証明するもの。※
※法人登記簿謄本、納税証明書などの公的機関が発行する証明書類は申請前3ヶ月以内に作成されたものとしてください。

国庫補助金所要額調査書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A - B)	対象経費 支出予定額	対象経費支出 予定額 (D) に 助成率 (※1) を乗じた額	基準額 (上限額) ※2	認定額 (EとFを比較し て少ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較し て少ない方の額)	国庫補助 所要額 (1,000円未満の り捨て)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	1,536,840 (消費税込)	0	1,536,840	1,536,840	1,152,630	1,500,000	1,152,630	1,152,630	1,152,000
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 企業全体で常時使用する労働者の数が31人以上の事業場においては10分の7(ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は4分の3)

企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場において4分の3(ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は5分の4)

※2 別表第1の第4欄に定める各コースの上限額

- 金額は消費税を含んだ額で記載してください。
- 「国庫補助基本額H」の金額から千円未満を切り捨てた金額を記載してください。
- 該当する助成率に○をしてください。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号別紙2)

事業実施計画書

1 申請企業の規模等	①資本金又は 出資の総額 300万円	②企業全体で常時使 用する労働者の数 4人	
	③本店所在地 東京都千代田区霞が関0-0-0		
2 業務 改善等 を行う事業 場	①事業場の名称 厚生労働株式会社		
	②労働保険番号 X X 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0		
	③所在地 〒000-0000 東京都千代田区霞が関0-0-0		
	④電話番号 03-XXXX-XXXX	⑤常時使用する労働者の数 4人	
⑥事業内容 薬局	産業分類 大分類 卸売業、小売業 中分類 その他の小売業		
3 助成事業の概要			
(1) 賃金引上計画 [① 30円以上引上げ (750円未満) 、 ② 40円以上引上げ (800円未満) 、 ③ 60円以上引上げ (1,000円未満) 、 ④ 90円以上引上げ (800円以上1,000円未満) 、 ⑤ 120円以上引上げ (800円以上1,000円未満)] ※申請コースに応じて①～⑤のいずれかに○をすること。なお、括弧内は事業場内最低賃金額である。			
ア 賃金が時間給等で (①750円未満、②800円 未満、③1,000円未満、④ 800円以上1,000円未満) の労働者 ※括弧内には、申請コースに応じた 事業場内最低賃金額に○をすること。 ※該当労働者全員の賃金状況を記載 すること。なお、該当者が多く書き 切れない場合は、別紙(様式任意) に記入すること。	労働者職氏名	性別	
	販売員 労働 花子	女	生年月日 平成元年 5月1日
	販売員 厚生 月子	女	採用 年月日 平成26年 10月1日
	販売員 基準 一郎	男	平成27年 11月1日
			昭和56年 9月1日
			平成25年 4月1日
			時間給又は時 間換算額 900円
			900円
			990円
イ 事業場内最低賃金を 引き上げる計画 ※④引上げ額の該当者が 多く書き切れない場合は、 別紙(様式任意)に記入す ること。	①賃金計算期間 毎月1日～末日		
	②賃金支払日 翌月15日		
	③引上げ年月日 平成29年12月1日		
	④引上げ額	氏名 労働 花子	引上げ額 90円
		氏名 厚生 月子	引上げ額 90円
		氏名 基準 一郎	引上げ額 0円

- 法人の場合に記載してください。
- 事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記載してください。
- 日本標準産業分類に基づき記載してください。
日本標準産業分類については
総務省のホームページ
(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)
をご覧ください。
なお、助成金の対象となる中小
企業事業者かどうかは次ページ
をご覧ください。
- 現在の賃金額が各申請コース
(①～⑤)に応じた引上げ後の
賃金額以下である労働者全員
について、賃金を引き上げる労働
者だけではなく、引上げ額が0円
となる労働者についても記載して
ください。

参考：交付要領別紙1 中小企業事業者かどうかを判断する場合の業種

※この業種の他に常時使用する労働者の数の基準があります。

(第13回改定(平成26年4月1日施行))

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
製造業その他 (下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

助成対象の中小企業事業者とは、

業種（上表参照）に応じて、左表の

- ①資本金の額又は出資の総額
 - ②常時使用する企業全体の労働者数
- のいずれかの要件を満たすものをいいます。

ウ 事業場内最低賃金 規定を定めた就業規 則等（案）	<p>賃金規程</p> <p>第6条 会社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 990 円とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。</p> <p>② 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。</p> <p>附則 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。</p>	
(2) 業務改善計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額（税込）
<p>※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください</p> <p>(記載内容例)</p> <p>(1) 現状の作業方法(問題点)、所要時間等</p> <p>現在、患者さんから来吉された時、薬歴管理については、①患者さんの紙の薬歴カードを探す、②該当する薬歴カードを見て、現在の薬歴と今回処方する薬を確認する、③副作用や注意事項などを患者さんにお伝えし、薬を渡す、④処方した薬を薬歴カードに記載し、薬歴カードを所定の場所へ保存するという手順で行っている。</p> <p>なお、この作業の他に、患者さんよりお預かりした処方箋に基づき、薬を調合し、薬の説明書などをパソコンより入出力する。</p> <p>問題点としては、紙の薬歴カードを探したり、保存したり、現在の薬歴と処方する薬を薬歴カードを見て確認したりするのに時間がかかること。</p> <p>一人当たりの所要時間は 10 分、1 日平均患者数 30 人で 300 分。</p> <p>(2) 設備投資など業務改善計画の内容</p> <p>電子薬歴システムを導入することにより、薬歴と処方箋の情報が一元管理され、パソコン上ですぐ確認し、患者さんに情報提供できる。</p> <p>(3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果</p> <p>電子薬歴システムを導入することにより、①今までの手作業の事務負担が軽減される、②患者さんに、よりきめ細やかな対応が可能となる、③患者さんの待ち時間が短縮される、こととなる。</p> <p>生産性向上として、この作業が必要となる時間を、一人当たり所要時間 5 分、1 日平均患者数 30 人で 150 分短縮することができる予定。</p>	平成 30 年 1 月 1 日	1,536,840 円
費用見込額合計		1,536,840 円
(3) 生産性向上、労働者の労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見		

- ⑤ 新たな事業場内最低賃金を定めた条文を記載してください。
- ⑥ 条文の施行日を定めた附則を記載してください。
- ⑦ 生産性向上、労働能率の増進に資するものであることが分かるようできるだけ具体的に記載してください。
- ⑧ 別紙1「国庫補助金所要額調書」の「総事業費A」と一致します。

意見を聴いた労働者の職氏名	
職名	登録販売員
氏名	東京 太郎
意見	
電子履歴システムの導入により、それまで手作業によっていた作業が少なくなって私たち販売員の事務負担が軽減され、業務が改善されますので、計画に賛成します。	
(4) 事業完了予定期日	平成 30 年 1 月 15 日
4 交付の決定前 6 月間の解雇等の状況※ 2 (交付要綱第 4 条第 4 項第 1 号関係)	
	なし 10
5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第 4 条第 4 項第 1 号のニ関係)	
	有・無 11
有の場合、助成金の名称	
6 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第 4 条第 4 項第 2 号関係)	
	有・無 12
7 補助金等の決定取消し等の有無(過去 3 年) (交付要綱第 4 条第 4 項第 3 号関係)	
	有・無 13
8 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第 4 条第 4 項第 4 号関係)	
	有・無
9 税若しくは徴収金の滞納の有無 (交付要綱第 4 条第 4 項第 5 号関係)	
	有・無
10 振込を希望する金融機関	
金融機関名	〇〇銀行
口座の種類	普通・当座
支店名	△△支店
口座番号	1234567
口座名義 (カタカナ)	コウセイロウドウカブシキガイシャ
11 その他 14	
業務改善助成金活用事例紹介における事業場名・所在地・効率改善事業の内容及び効果・賃金引上げ状況等の公表に同意します。	

※ 1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更における意見聴取の対象者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります(当該事業場の労働者数が常時 10 人未満の場合を含む。)

※ 2 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほか、① その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

- 10 欄外の※ 2 に基づき記載してください。不支給要件の解雇などがあった場合には、支給後であっても全額回収します。
- 11 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を書いてください。
- 12 申請書の提出日の前日から起算して 1 年前の日以降において、労働関係法令に違反していることが明らか(是正勧告、司法処分等)である場合には支給対象となりません。
- 13 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け、または受けようとしたことにより、申請先の労働局長から過去 3 年以内に助成金の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合は支給対象となりません。
- 14 その他参考となる事項があれば記載してください。業務改善助成金の交付を受けられるのは活用事例の公表に同意した事業者に限られますので、事業場名等の公表に同意いただける場合はその旨記載してください。ご記載がない場合は別途同意書を提出いただけます。

事業計画変更申請書(交付要綱様式第3号)

助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の額又は配分に変更がある場合、その他申請書の内容を変更するときは、あらかじめ本様式による計画変更申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。

ただし、調達した結果、申請時の見積額より安価となった場合は、この申請書の提出は不要です。また、賃金引上げ日の変更が、事業完了期日までの間であれば同じく提出は不要です。

様式第3号

平成29年12月1日

東京労働局長 殿

住 所 東京都千代田区霞が関 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社

代表者職氏名 代表取締役 厚労 太郎



平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業計画変更申請書

平成29年10月23日〇労発雇均第〇号をもって交付の決定を受けた標記補助金について下記のとおりに事業実施計画の変更の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 変更を受けようとする理由

導入予定であった電子稟歴システムについて、今後の処理件数の増大に対処するため、より処理能力の高い高額な機種に変更するべく費用見込額に変更が生ずるため。

2 国庫補助金所要額変更調書（別紙）

3 事業変更計画書

①

4 その他参考となる関係資料

① 事業変更計画書は、様式が決まっていないので、既に提出した事業計画書の変更内容が分かるように任意の様式で作成してください。

国庫補助金所要額変更調書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	対象経費 支出予定額(D)に 助成率(※1)を乗じ た額	基準額 (上限額) ※2	選定額 (EとFを比較して少ない 方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較して少ない 方の額)	国庫補助 所要額 (1,000円未満 は切り捨て)	既交付 決定額	今回追加 (減少)額 (I-J)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	1,644,840 (消費税込)	0	1,644,840	1,644,840	1,233,630	1,500,000	1,233,630	1,233,630	1,233,000	1,152,000	81,000
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 企業全体で常時使用する労働者の数が31人以上の事業場にあつては10分の7(ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は4分の3)

企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3(ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は5分の4)

※2 別表第1の第4欄に定める各コースの上限

事業中止・廃止承認申請書(交付要綱様式第5号)

交付決定を受けた助成事業者は、交付の要件を満たすことができなくなった場合、事業中止・廃止承認申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなくてはなりません。

様式第5号

平成29年12月1日

東京労働局長 殿

住 所 東京都千代田区霞が関 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社

代表者職氏名 代表取締役 厚労 太郎

印

平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

事業中止・廃止承認申請書

平成29年10月23日〇労発雇均第〇号をもって交付決定を受けた平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の助成対象事業について、**中止・廃止**したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
1,152,000円	0円	1,152,000円

2 交付対象事業の中止又は廃止日

平成29年11月30日

3 事業を中止又は廃止する理由

導入予定だった電子履歴システムに問題があり、導入を見送ることにしたため。

① 事業の中止とは再開を前提に中断すること、廃止とは助成事業者の都合により今後は当該事業を行わないことをいいます。

事業完了予定期日変更報告書(交付要綱様式第7号)

助成事業者は、予定の期間内（事業実施計画書の事業完了予定日まで）に事業が完了できな
いと見込まれる場合は、速やかに事業完了予定期日変更報告書を所轄労働局長に提出し、その指
示を受けなければなりません。

様式第7号

平成29年11月30日

東京労働局長 殿

住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社

代表者職氏名 代表取締役 厚労 太郎

印

平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業完了予定期日変更報告書

平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る事業完
了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 平成30年 1月 15日

変更後 平成30年 2月 28日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	平成29年度 受入済額	平成30年度への 要繰越額	不用額
1,152,000円 (平成29年10月23日)	0円	0円	0円

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

導入予定だった電子薬歴システムの納品がメーカーの都合で遅れるため。

状況報告(交付要綱様式第8号)

交付決定が9月30日までになされた事業者は翌年3月の末日までに、10月1日以降の事業者は当該決定の日から6月を経過した日までに、交付に必要な行為の実施状況について、それぞれの日から起算して1月以内に所轄労働局長に報告しなければなりません。

様式第8号

平成30年5月7日

東京労働局長 殿

〒000-0000 (Tel. 03-XXXX-XXXX)
申請事業主 住所 東京都千代田区霞が関0-0-0

氏名 厚生労働株式会社
代表取締役 厚労 太郎 (印)

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

状 況 報 告

平成29年10月23日〇労発雇均第〇号をもって交付額確定の通知を受けた平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、平成29年4月23日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

- 1 対象期間について
交付決定日の6月前から平成30年4月23日まで
- 2 解雇等※の状況について
なし
- 3 賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について
賃金引上計画に基づいて、平成29年12月1日に引き上げた額の賃金を引き続き支払っている。

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほか、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

事業実績報告書(交付要綱様式第9号)

助成事業者は、交付申請書に記載した事業実施計画が完了したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの間に、事業実績報告書に記載の書面を添えて所轄労働局長に提出しなければなりません。

様式第9号

平成30年3月16日

東京労働局長 殿

住 所 東京都千代田区霞が関 0-0-0
事業場名 厚生労働株式会社
代表者職氏名 代表取締役 厚勞 太郎 印

平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙1）
- 2 事業実施結果報告（別紙2）
- 3 賃金引上げを証する書面（交付申請書提出から事業実績報告書提出までの間の全労働者の賃金台帳の写し）
- 4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し
- 5 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）
- 6 経費の支出を証する書類（見積書、領収書等の写し）
- 7 その他参考となる書類

① 記入例は次ページを参照してください。

② 記入例は次ページを参照してください。

国庫補助金精算書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出済額	対象経費支 出済額(D) に助成率 (※1)を 乗じた額	基準額 (上限額) ※2	選定額 (EとF を比較し て少ない 方の額)	国家補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額)	国家補助 所要額 (1,000 円未満切 り捨て)	交付決定 額	国庫補助 受入済額	差引 過不足額 (K-I)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(家 賃改善助 成金)	1,636,840	0	1,636,840	1,636,840	1,162,630	1,600,000	1,162,630	1,162,630	1,162,900	1,162,000	1,162,000	0
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 企業全体で常時使用する労働者の数が31人以上の事業場にあつては10分の7（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は4分の3）
企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は5分の4）

※2 別表第1の第4欄に定める各コースの上限額

事業実施結果報告

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	300万円	②企業全体で常時 使用する労働者の数	5人		
		③本店所在地	東京都千代田区霞が関0-0-0				
2 業務改 善等を行 った事業場	①事業場の名称	厚生労働株式会社					
	②労働保険番号	X X 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0 0					
	③所在地	〒000-0000 東京都千代田区霞が関0-0-0					
	④電話番号	00-××××-××××	⑤常時使用する労働者数	5人			
		⑥事業内容	薬商				
		産業分類	大分類	卸売業、小売業	中分類	その他の小売業	
3 助成事業の実施結果							
(1) 申請コース (①30円コース、②40円コース、③60円コース、④80円コース、⑤120円コース) ※いずれかに○をすること							
(2) 賃金引上計画の実施結果							
ア 事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果							
(7) 賃金計算期間 毎月1日～末日							
(8) 賃金支払日 翌月15日							
(9) 引上げ年月日及び額 平成29年12月1日 引上げ額 90円 (900円から990円へ)							
イ 時間給等で (①750円未満、②800円未満、③1,000円未満、④800円以上1,000円未満) の労働者の賃金状況							
※引上げ前の時間給が、申請コースに応じた事業場内最低賃金額（上記①～④のいずれか）未満の労働者全員について記載すること（引上げ額が0円の者についても記載すること）。該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。							
労働者氏名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日	引上げ後 の時間額	引上 げ額
販売員 労働 花子	女	平成元年 5月1日	平成26年 10月1日	900円	平成29年 12月1日	990円	90円
販売員 厚生 月子	女	平成2年 10月1日	平成27年 11月1日	900円	平成29年 12月1日	990円	90円
販売員 志保 一郎	男	昭和56年 9月1日	平成25年 4月1日	990円	-	-	0円
販売員 藤田 太郎	男	昭和60年 7月1日	平成29年 11月1日	960円	平成29年 12月1日	990円	0円

① 計画に記載した労働者全てについて記載するほか、交付申請後、新たに雇い入れた労働者で雇入れ時の賃金額が引上げ後の賃金額以下のものについても記載してください。

ウ 事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書		
別添写しのとおり。		
(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。）		
必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用額（税込）
※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください	平成30年2月15日	1,536,840円
(1) 設備投資など実施した計画の内容 電子薬歴システムを導入することにより、薬歴と処方箋の情報が一元管理され、パソコン上ですぐに確認し、患者さんに情報提供できる。	②	
(2) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 電子薬歴システムを導入したことにより、①今までの手作業の事務負担が軽減され、②患者さんに、よりきめ細かな対応が可能となり、③患者さんの待ち時間が短縮されることになった。 生産性向上として、この作業に必要な時間を、一人当たり所要時間5分、1日平均患者数30人で150分短縮することができた。		
費用額合計		1,536,840円
4 交付決定日の6月前から事業実績報告までの間の解雇等※の状況（交付要綱第4条第4項第1号関係）		
なし 3		
5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第4項第1号の工関係）		
有・無 4 有の場合、助成金の名称		
6 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第4項第2号関係）	有・無 5	
7 補助金等の決定取消し等の有無（過去3年）（交付要綱第4条第4項第3号関係）	有・無 6	
8 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第4項第4号関係）	有・無 7	
9 税若しくは徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第4項第5号関係）	有・無 8	
10 その他		

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべし事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほか、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

- ② 生産性向上、労働能率の増進に資するものであることが分かるようできるだけ具体的に記載してください。
- ③ 欄外の※に基づき記載してください。
- ④ 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を書いてください。

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (交付要綱様式第11号)

助成事業者は、助成事業が完了し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後（仕入控除税額が0円の場合を含む。）速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所轄労働局長に報告しなければなりません。

仕入控除税額があることが確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければなりません。

なお、仕入控除税額の計算方法については国税庁のホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6401.htm>) をご参照ください。

様式第11号

平成31年6月25日

東京労働局長 殿

住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社

代表者職氏名 代表取締役 厚労 太郎



平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成29年10月23日〇労発雇均第〇号をもって交付決定を受けた平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 1,152,000 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 85,333 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

支払請求書(交付要綱様式第13号)

事業実績報告書(交付要綱様式第9号)を提出し所轄労働局長から交付額確定の通知を受けた助成事業者は、速やかに支払請求書を所轄労働局長に提出しなければなりません。

様式第13号

平成30年4月6日

東京労働局長 殿

助成事業主 住所 〒000-0000 (Tel. 03-XXXX-XXXX)
東京都千代田区霞が関0-0-0

氏名 厚生労働株式会社
代表取締役 厚労 太郎 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
支払請求書

平成30年3月〇〇日付け〇労発雇均第〇号平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付額確定通知書により、下記1の事業場に係る確定した助成金額1,152,000円の通知を受けた件について、下記2へ振り込むよう請求します。

1 賃金及び業務の改善を行った事業場

事業場の名称	厚生労働株式会社														
労働保険番号	X	X	1	0	1	2	3	4	5	6	7	-	0	0	0
所在地	東京都千代田区霞が関0-0-0														

2 助成金の振込先

金融機関名及び番号 (フリガナ)	支店名及び番号 (フリガナ)	口座番号(右へよせて下さい)								
〇〇銀行 (マルマルギンコウ)	△△支店 (サンカクサンカクシテン)	/	1	2	3	4	5	6	7	
0 0 0 0	0 0 0 0									
口座の種類	口座名義(カタカナ)							備考		
普通 当座 該当するものを ○で囲んで下さい。	コ	ウ	セ	イ	ロ	ウ	ド	ウ	カ	
	ブ	シ	キ	ガ	イ	シ	ヤ			

※ 口座名義は最上欄のマスから右に書いて下さい。